

## 後援名義使用申請書兼宣誓書

年 月 日

八王子市教育委員会 殿

団 体 名  
 申請者 代表者住所  
 代表者氏名  
 連 絡 先

下記の後援名義使用承認の条件を承諾の上、下記のとおり事業を行いますので後援名義の使用を承認願います。

記

|   |                     |   |           |   |       |   |   |  |
|---|---------------------|---|-----------|---|-------|---|---|--|
| 事 業 名   |                     |   |           |   |       |   |   |  |
| 会 場   |                     |   |           |   |       |   |   |  |
| 開 催 日 時   | 年                   | 月 | 日         | ～ | 年     | 月 | 日 |  |
|   | 午前・午後               | 時 | 分         | ～ | 午前・午後 | 時 | 分 |  |
| 名 義 使 用 期 間   | 年                   | 月 | 日         | ～ | 年     | 月 | 日 |  |
| 他団体の名義使用  | 有 ・ 無 (使用名義 )       |   |           |   |       |   |   |  |
| 参 加 対 象 者   |                     |   | 予想される参加人員 |   | 約     |   | 人 |  |
|   |                     |   | 事業の参加費等の額 |   |       |   | 円 |  |
| 開催事業の目的及び内容   |                     |   |           |   |       |   |   |  |
| 後援を必要とする理由  |                     |   |           |   |       |   |   |  |
| 申請者の宣誓事項等（確認の上、□にチェックを入れてください。）<br><input type="checkbox"/> 政治的中立の趣旨に反するものではありません。<br><input type="checkbox"/> 宗教的目的・暴力的目的・特定の主義主張の浸透を図る目的を有しているものではありません。<br><input type="checkbox"/> 公序良俗に反する若しくは社会的に指摘されている問題を抱えている団体及び個人又はこれらとの関係を有しているものではありません。<br><input type="checkbox"/> 上記宣誓事項に反することが明らかになった場合は、後援名義使用の承認を取り消されても異議なく承諾します。また、これにより不利益が生じても市に責任を求めることはしません。 |                     |   |           |   |       |   |   |  |
| 添 付 す る 資 料   | 事業計画書・事業予算書・その他 ( ) |   |           |   |       |   |   |  |

承認の条件

- 1 後援名義の使用は、今回の申請書に記載された事業に必要な広告物に限ること。
- 2 名義を使用した広告物等を作成するときは、事前にその内容を主管課に提出すること。
- 3 後援名義の使用に際し、不適当な行為があったと認めるとき、又は申請と実際の内容に相違があったときは、承認を取り消すこと。
- 4 事業に係る一切の責任は、申請者が負うこと。
- 5 事業の内容を検討し、参加者への自動車利用の自粛を要望する等環境に配慮した措置をとること。

## ◎ 後援名義使用の申請について

1 申請書は、原則として、名義を使い始めたい日の30日前までに提出してください。

2 申請する時は、下記の事項に御注意ください。

(1) 申請団体(個人)は特定宗教、政治的又は暴力的目的を持ったものでないこと。また、公序良俗に反する若しくは、社会的に指摘されている問題を抱えている団体及び個人ではなく、また、これらとの関係があるものでないこと。

(2) 事業内容は、公益性があり、宗教的、暴力的目的を持たず、政治的にも中立なものであること。

(3) 参加者は、広く一般市民や地域住民などを対象としたもので、会員等の限定された方だけを対象としたものでないこと。

(4) 無料で実施されるものであること。ただし、入場料、参加料その他これに類するものを徴する事業で、その徴収金が事業の運営費に係る実費相当額であり、その総額が事業の運営費の範囲内である場合又はその事業の収益を寄附するために有料で行われるチャリティーショー等である場合はこの限りでない。

(5) 公序良俗に反するものでなく、公衆衛生、災害防止等について十分な措置が講ぜられていること。

(6) 事業に係る一切の責任は、申請者が負うこと。

3 承認を受ける前に、後援名義の入ったポスターを掲示したり、チラシを配ったり、インターネットを利用した周知をしたりしないでください。これに違反した場合には、後援名義の使用を承認しないこともあります。

なお、名義を使用した広告物(ポスター、チラシ、オンラインコンテンツなど)を作成するときは、事前にその原稿を申請した課に提出し、承諾を得てください。

※ 申請が認められ次第、申請書に記入してある連絡先へお知らせします。